

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和4年1月31日（月）14:00～14:47
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席
  - <WG委員>
    - 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授
    - 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
    - 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会社員・理事
    - 委員 安念 潤司 中央大学大学院法務研究科教授
    - 委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
    - 委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授
    - 委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授
    - 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
  - <関係省庁>
    - 近江 愛子 法務省出入国在留管理庁政策課長
  - <提案者>
    - 紫垣 和宏 福岡市総務企画局企画調整部企画課長
    - 白石 直嗣 福岡市総務企画局企画調整部企画課企画係長
  - <事務局>
    - 青木 由行 内閣府地方創生推進事務局長
    - 山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
    - 三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
    - 黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
    - 飯島 直己 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人エンジニアの就労促進について
- 3 閉会

---

○黒田参事官 定刻になりましたので、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリ

ングを開催したいと思います。

本日は「外国人エンジニアの就労促進について」ということで、法務省と福岡市にオンラインで御出席をいただいております。

資料につきましては、福岡市から御提出をいただいております。こちらについては、公開ということがございます。本日の議事要旨についても、公開ということがございます。

本日の進め方でございますが、冒頭に福岡市に説明いただきまして、その後、法務省に御説明いただく、その後、質疑応答ということをお願いしたいと思います。

それでは、八田座長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○八田座長 今日はお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、福岡市から先に御説明をお願いしたいと思います。

○紫垣課長 福岡市でございます。今日はよろしくお願いいたします。

本件は平成31年4月に提案をさせていただきます、同月のワーキンググループヒアリングにて提案内容を一度御説明させていただいております。その際にいただいた御助言を踏まえまして、提案内容を再度構築し、法務省と協議をこれまで進めてきたところでございます。

改めて提案の背景から御説明させていただきます。福岡市では新しい価値や雇用を生み出す原動力となるスタートアップの支援に注力しております。また、平成30年度からは、新たな価値の創出に向けて重要な役割を担うエンジニアが国内外から集まり、成長できる環境づくりに取り組んでいるところでございます。本提案というエンジニアは、いわゆるIT人材を想定しております。

提案内容の御説明に移ります。まず、資料の1ページ目をお願いいたします。現状の課題として、外国人エンジニアが日本で就労する際、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国することとなりますが、地方入管での審査期間が標準1～3か月とされておりまして、上場企業等であれば1か月よりも早く審査を終えることがままある中で、スタートアップの多くが分類されるカテゴリー3、もしくは4の企業は提出資料が多く、審査期間も予見困難で長期化しがちで、中には4か月程度かかるような場合もあると聞いております。このため、企業にとっては、エンジニアの入国時期が見通せなかったり、入国までに時間がかかったりすることでプロジェクトに速やかに着手できないといった課題が生じるのみならず、外国人エンジニア個人にとっては、日本での収入を得られるまでにどのくらいの期間があるのか、そういった点が予見できない、そういった課題が生じているものでございます。

このような課題を踏まえまして、提案内容でございますが、在留資格審査のうち就労先企業の確認を自治体があらかじめ行うことで、地方入管の負担を軽減し、審査期間の短縮・明確化を図るものでございます。

具体的にはカテゴリー3、4の企業が提出を要する資料のうち、⑩事業内容を明らかに

する資料、⑩直近年度の決算文書の写しなどについて、中小企業診断士の協力を得て、事実関係や経営安定性の確認を行いたいと考えております。この中小企業診断士は国家資格でございますので、職員が行うよりもクオリティの高い確認ができると考えております。特にこれまでの法務省との協議において、⑩の事業内容を明らかにする資料は様式の定めがなく、記載事項のアナウンスも十分ではないことから記載不足から企業に追加資料を求めることも多く、そのことが審査期間の長期化にもつながっていると伺ったところでございます。自治体としましては、提出する様式を定めて記載事項を明らかにすることで、短時間で質の高い確認を行いたいと思っております。

この結果、地方入管のほうでは、もっぱら個人に係る確認に専念できますので、審査期間を相当程度短縮できるのではないかと考えております。

2ページを御覧ください。これまでの協議から地方入管の審査をどの程度短くできるかという点が主な論点となっております。法務省からも、一定地方入管の負担軽減に資することはお認めいただいております。

また（2）に記載しておりますけれども、現状の課題を踏まえ、対象を絞り込んで、申請殺到により地方入管の業務を圧迫する可能性は低いと考えておるところでございます。

続きまして（3）ですが、元々本提案は、他の特例を参考に構築いたしました。こちらでも自治体が認定した企業で働く外国人の在留資格審査を迅速化するもので、10日程度を目途に処理すると明記されているものでございます。対象企業の規模など違いはありますが、私どもとしましては、この特例に近いあたりまで短縮いただけないかと考えていたところでございます。

本日までに、法務省から、現状の審査期間を十分に把握できていないため、短縮効果を定量的に説明できない、期間の差引き、積上げの説明は困難だが、2か月以内ということなら対応可能との御説明をいただいておりますが、標準処理期間が1～3か月であることを考えますと、2か月というのはロジック的にも説明が難しいと感じているところでございます。

関連しまして、2ページ目の資料下段でございます。法務省からは、自治体が確認した企業の経営安定性に係るクレジットを付すよう要請をいただきました。こちらからは①と②に記載のとおり御説明・御提案しているところでございます。他方で、③に記載しておりますとおり、申請時点で資格要件を満たしていない者を入国させるスタートアップビザと比べても、あくまで本件は審査期間の短縮でございますので、過度のクレジットは必要ないのではないかと考えておまして、これにつきましては議論の余地があると考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、法務省、お願いいたします。

○近江課長 入管庁でございます。御説明申し上げます。

まず、福岡市からいただきました提案でございます企業に係る確認を自治体があらかじめ行うことで審査期間を短縮・明確化するということについて、これまで福岡市とも協議を1年続けてきました。我々の結論といたしましては、先ほど福岡市からも御紹介がありましたけれども、標準処理期間が1～3か月ということで、その期間内を目安として、在留資格認定証明書の審査を行っております。

そこを今回IT人材ということで、スタートアップを中心として受入れを迅速化ということ、あと、予見可能性を高めてほしいという御要請もございましたので、我々としては2か月以内に処理をするということでお尻を切って、それまでには必ず処理し、どんなに遅くても2か月で終わるということで、予測ができるように、いつから就職をして日本で働けるかというところの段取りが分かるようにというところで結論を出しております。

色々福岡市ともお話をさせていただきましたが、我々としては福岡市におかれまして、在留資格認定証明書の審査は3点ポイントがありまして、一つは在留資格、今回は「技術・人文知識・国際業務」という在留資格を対象にして考えておりますが、その活動が在留資格上認められる活動であるかどうかという確認がまず一つ。

もう一つは、大卒要件とか上陸基準省令というのがありまして、御本人が基準に合っているかどうか、こちらは法令におきまして、法務大臣が判断という形になっておりますので、そこは入管庁で行う。ただ、受入機関が安定的、継続的に経営を行っているのか、行えるのかというところは福岡市の御提案どおり、中小企業診断士の方、プロの方に見ていただくということで、そこをお願いしようということです。

この1～3か月というのはあくまで標準処理期間で、我々はその期間内に処理を終わらせようということですが、なかなかその期間内で全てが終わっているのではないという、ここは我々のもっと頑張らなければいけないところではございますけれども、今回は標準処理という考え方ではなくて、後ろにしっかりお尻を切るという形で、福岡市と分担をして、審査を迅速化して予見可能性を高めていきたいと考えております。

我々の結論は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

福岡市が、似たような特区の制度で、10日ぐらいで済んでいるのではないかと指摘されましたが、その理由、それはどういうことでしょうか。例えばですけれども、書類の不備とかいうようなことはおそらく2か月の理由の一部なのかもしれないけれども、書類の不備が全部終わってからどれくらい必要とするというような基準というのは要ると思います。そういうことも含めてお願いしたいと思います。

○近江課長 まず、アジアヘッドクォーターの事例を引いていただいておりますけれども、こちらは10日という形で運用をさせていただいております。ただ、先ほど福岡市からも御説明がありましたが、今回、どちらかと言いますとIT人材のスタートアップを対象にされていまして、これからの若い企業が主な対象ということだと思っております。福岡市の2ページ目の資料になりますけれども、アジアヘッドクォーターにつきましては、既に外国で起

業ができていて、かつ実績があり、資本金が5000万円以上かつ従業員2名ということで、企業として実績もあり、安定的、継続的に日本での活動が見込まれるということで、10日という形でさせていただいております。スタートアップと若干安定性などについては違うのではないかと考えております。こちらはそういう理由で10日とさせていただいております。

あと、審査について、2か月以内というのは、基本的には書類の不備がなかなかなくなるもので、色々書いていただいたものの再確認とか、改めてどういう仕事をされるのかということで、我々を出していただいた資料をもう一度確認して、お尋ねをして、また資料をいただくというやりとりが生じる場合も一定程度ございます。それも全部含めた上で2か月ということで、やりとりをさせていただきながら2か月ということになり、書類審査が全部終わってから何日で終わるとというのは、その状況次第で一概に言えないということもありますので、今回は2か月という形でお尻を切ったということで御理解いただければと考えております。

簡単ですが以上です。

○八田座長 またすぐ福岡市のほうに渡しますけれども、福岡市の先ほどの御発言では、受入企業のクオリフィケーションについては診断士に見てもらうから、法務省のほうは基本的には個人の資格の認定になるというわけです。そうすると、先ほどの東京都の特区のことと比べてみると、10日と2か月の差はあまりに大きいのではないかと思います。

○近江課長 中小企業診断士の方に見ていただくということで、その部分は当然福岡市にお願いはするのですけれども、やはり我々としてはお任せするからといって全てそれで終わる話ではございませんので、その方々の企業と御本人の仕事の内容は我々も確認させていただくこととなります。特に既にお実績のある企業であれば、どういう仕事をされるのか、「技術・人文知識・国際業務」に該当する仕事であるかという非常に確認しやすいところはあるのですけれども、まだ実績がないところになりますと、どういうお仕事を今後その方がされるのかということについては、「技術・人文知識・国際業務」に該当する仕事があるのかということについては、やはり実績が元々ある企業とでは、確認に時間がかかるのではないかと考えております。

以上です。

○八田座長 それでは、委員の方たちに意見を伺う前に、福岡市に伺いますけれども、このことについては問題提起したいという点があったらお願いしたいと思います。どのみち委員の意見が一巡してからもお話を伺いますけれども。

○紫垣課長 福岡市でございます。

1点、我々の提案している企業について補足させていただきますと、スタートアップと一言で言いますけれども、スタートアップは、逆に事業の分野というのもある程度限られているところかというと、今後どういったプランで企業が成長をしていこうとしているのかというのが、逆に多岐にわたる分野を持っている大きい企業よりも分かりやすいという点

では1点あるかなと思っています。

また、福岡市のスタートアップ、福岡市の企業を基本対象としていますので、福岡市としてはしっかりこれまでの成長の経緯であったりとか、今後の事業分野、地域性も含めてですけれども、そういったところでの必要性など、将来というのを見ながら初期の段階で事業、それと、企業の経営を中小企業診断士の方の知恵をいただきながら検討できる点については、逆に強みと思っておりますので、それについては一言お伝えしたいと思っておりました。ありがとうございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御質問・御意見を伺いたいと思います。

中川委員、お願いします。

○中川委員 御質問という形になるのですけれども、今までは標準処理期間ということで1～3か月ということで、その期間内に一応収めるということで御努力をされていたけれども、それをオーバーすることもないわけではなかった、そういう認識に立っております。

今回の御提案というのは、お尻をもう2か月以内に区切るというようなことで御提案をいただいているということだと思います。そのときに、福岡市のお気持ちとしては、要は色々な企業があって、この審査が終わる予見可能性という面で見ただけの場合に、自分はどのくらいで許可が下りるといふか、審査が終わるのだろうかという予見可能性を高めるということが一つの目的になっていると思います。そのときに、2か月以内に何とかしますよということになると、2か月というのは、法務省と福岡市が共同で一生懸命頑張って、すごく延びても2か月以内にはやるということなので、多分普通の中小企業とか、スタートアップ企業の人というのは、2か月以内のある期間で、標準的には処理されるということではないかなと思うのです。

そういう意味では、先ほど福岡市のほうで4か月ぐらいかかっているのもありますというのがありましたけれども、4か月という数字をこの場で出されるような表現の仕方を御提案いただいているように私はちょっと受けとめるのですけれども、そうだとしたら、4か月までには収めますと言われても、自分はどれくらいで許可が下りるのかという予見可能性を高めたことには多分ならないように思うのです。

そういう意味では、2か月までには審査を終わりますというようなことを標準処理期間みたいな表現で直したほうが、私は予見可能性が高まるのではないかなと、要は1～3か月で4か月かかっているようなものがあるのだとしたら、ぎりぎり2か月まで、すごく伸びても2か月というのだったら、標準処理期間を0.5～1.5にしますというような言い方とほぼ一緒のことをおっしゃっているのではないかな。だとすると、標準処理期間みたいに普通の人々がどれくらいで答えをいただけるのかという表現ぶりにしたほうが、スタートアップの人とか、中小企業の人にとっては、予見可能性が高まるのではないかなという気がしたのですけれども、その点はいかがでしょう。

○八田座長 これは法務省に対する質問ですか。

○中川委員　そうです。

○近江課長　ありがとうございます。

確認でございますが、今まで標準処理期間ということで1～3か月というものを使っておるのですけれども、今回先生がおっしゃったのは、いつからいつまでに処理しますという処理の期間に幅を持たせるという御提案ですか。正確に理解できていないところがあってすみません。

○中川委員　2か月というのは標準処理期間として御提案いただいているわけではないのですよね。2か月というお尻を切ったということですよ。

○近江課長　そうです。福岡市は、今回の特区に限って、このIT人材に限ってお尻があって、そこまでには書類が出ていれば、絶対やりますということを申し上げているところです。

○中川委員　2か月以内には。

○近江課長　終わらせるということです。

○中川委員　今、標準処理期間が1～3か月なのだけれども、4か月ぐらにかかっているというような実態があるわけですよ。

○近江課長　はい。

○中川委員　だとすると、実態上のすごく引き延ばされたような期間というのは4か月ぐらいだと思ったら、4か月までには何とかしますよというようなメンションの仕方を今回しているということではないのですか。

○近江課長　4か月までにですか。

○中川委員　お尻でぎりぎり済ませますよというようなことを伝えられたとしても、標準的に、私がまともな企業であまり面倒くさいような案件でないとしたら、これくらいの審査期間で済ませますよということについては、多分2か月よりは相当早められたような期間として伝えることができるのではないのでしょうかということです。

○八田座長　中川委員に伺いますけれども、2か月で尻は切った上で標準期間を別個定めたらどうですかという提案ですか。

○中川委員　そうです。

○近江課長　八田座長、ありがとうございます。

中川委員の御提案の内容を理解いたしました。標準処理期間は既に在留資格、処分別にありますので、この福岡市の関係のIT人材について、一番後ろの最大かかり得る時間と標準処理期間の二つを併用してやるのがいいのかという、その予見可能性ということをお求められてらっしゃると思います。2か月以内にはもう全部終わっているということで、私たちは十分ではないかなと考えておりますが、福岡市はどう思っているのでしょうか。

○紫垣課長　福岡市でございます。

端的にお話しさせていただくと、2か月は長いなと思っております。標準処理期間に戻りますけれども、1～3か月という中で、特例によって2か月に短縮したというような表現

は、さすがに説明できないと思っています。先ほど東京のアジアヘッドクォーターの話をさせていただきましたが、企業審査という点では、福岡市がある程度というか、ほとんどを引き取った上で、将来も含めて福岡市として企業を認定しますので、基本的に我々としては10日というのを軸にお話ししたいというのが実際のところでございます。

ただ、2か月という期間を示していただけて非常に感謝している点もありますので、それであれば、やはり標準処理期間の1か月よりも短いぐらいのイメージで想定をしているところがございます。

福岡市の意見は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の方の御意見を伺いたいと思います。意見はありますか。

今の一つの話としては、例えば10日でもいいし、2週間でもいいけれども、それを基準として、こういう問題が起きたときにはそれを延ばし、2か月を上限にするというようなこともあり得るかなと思います。要するに、どういう問題が起きたときにはやるということを明記して2段階にするということです。そうすると、先ほど中川委員がおっしゃったようなことの精神は反映するし、一方で、例外条項をきちんと言うことによって、福岡市が今回やることの色々な貢献の意味で、それで足りないところが何かということも分かるのではないかなと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○近江課長 八田座長、ありがとうございます。

我々としても2か月がお尻と思っておりますので、標準処理期間はその間になるのかなと思っておりますけれども、今回のこのIT人材の件で、では、いつからいつまでが標準処理期間ですということを今、実施する前に決めるということはちょっと難しいのかなと思っております。やはり一度運用させていただいてみて、どの程度の期間内で行えるかということ、まず検討させていただくということをお願いしたいと思っておりますが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

○八田座長 委員の方の御意見を伺えますか。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 今の御意見を伺うと、もう既に外国で確立している企業の場合は極めて容易であるということは法務省も言っておられると思いますので、最短で10日、最大2か月というような言い方はダメなのでしょうか。

以上です。

○八田座長 段々時間がなくなってきたので、あと、他にあれば、今の八代委員の御提案とまとめてそれぞれお答えをお願いしたいと思います。

安念委員、いかがでしょうか。

○安念委員 私も、標準処理期間というのは行政手続法上のエスタブリッシュされた制度だから、それを福岡市の場合だけ標準処理期間を別に定めるということはできないと思うけれども、しかし、当局の内規的なものとして、福岡市のような措置を講じた場合には2

週間、ないし2か月というのをとりあえず設定して、運用が始まってから、もっと短縮できないかをまた改めて検討していただくとでもしないと、なかなか現在のところは収まらないかなという印象を持ちました。

というのは、当局としては、これは私も分からなくはないのですが、何が起きるか分からないわけだから、やはりどうしてもある程度アローワンスを取っておきたいという、その気持ちは分かると思うのです。ですから、ここで2週間から2か月ということの意味は、もちろんできるだけ2週間のほうに引き寄せるといふ心だという了解のもとにとりあえず走るといふことではいかがなものでしょうか。

○八田座長 ありがとうございます。

落合委員、お願いします。

○落合委員 御説明ありがとうございます。

今回の福岡市の御提案と、10日間を目途に処理ということになっております東京都アジアヘッドクォーター特区の話とを比較する必要があると考えております。ヘッドクォーター特区の場合は御指摘があったように、企業の種類が違うことはあるということだとすると、要件のうち、受入機関の経営の安定性という部分は違いがあるのかもしれないとも思います。

仮にそうであるとしても、他に審査する事項である在留資格該当性、上陸基準適合性を審査するとしても、これらは実際に1週間程度で判断できていると考えられます。経営の安定性以外の二つの論点については1週間ですとか、長く見ても2週間程度で審査できるのではないかと考えられます。それはそういう認識で理解してよろしいのかというのが一つ目です。

加えて、受入機関について、仮に福岡市のスキームを採用され自治体が審査する場合に、入管庁でも再度改めて審査される御予定かどうかを伺えればと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

阿曾沼委員、お願いいたします。

○阿曾沼委員 各先生方の御意見ともほぼ一緒でございますが、これは福岡市が責任を持って対応していく。それから、中小企業診断士に関しても、やはり客観的かつ合理的にきちんとした人が選別されていて、あとは法務省、国との信頼関係の中で運用していくということであるとすれば、安念先生がおっしゃったように2週間、もしくは最大でも2か月ということで、信頼関係のもとで運用していくということがいいのではないかと思います。また、落合委員がおっしゃったように、現実もそうであるとすれば、そこで、まずはスタートしてみるということもいいのではないかなと思っています。

以上です。

○八田座長 本間委員、お願いいたします。

○本間委員 私も簡単に。やはり一つはメッセージだと思うのです。1か月、ないし3か月のところを2か月以内という形で、尻は切ったということなのですけれども、なかなか

これだけではよく分からない。法務省も審査期間の短縮には努めるということなので、そのメッセージ性をもう少しきちんと伝えるためには、他の委員がおっしゃったような形の表現のほうが望ましいのではないかと思います。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは今、八代委員、安念委員、阿曾沼委員、本間委員から具体的な提案がありまして、落合委員からはそれに関連して質問がございました。時間が迫ってきたので非常に急いで申し訳ありませんけれども、法務省からまとめてこれらの御提案に対するお考えと質問に対するお答えをお願いできませんでしょうか。

○近江課長 入管庁です。

我々としていたしましては、企業部分は福岡市に見ていただくということなのですが、繰り返しになりますが、御本人の活動について本当にその企業において「技術・人文知識・国際業務」に合ったものがあるのかどうかということや、あと、上陸基準省令に適合することの確認につきましては、審査は10日でできるのではないかと御意見もありますけれども、やはり新しい企業ということで、そういう業務が本当にそこに存在するかどうかという確認は、我々の今までの審査におきましては、やりとりをさせていただいたりという時間も当然必要になってくるかと思っております。あと、本当に受理してから10日というのは、実際のところ営業日というか、窓口が開いている時間も考えますと、そんなに長いものではございません。

ですから、我々としては、まずは2か月ということでお尻を切らせていただいたというところで、あとは今後の運用を見て、幅を持っていくという話をできたらと考えております。先生方、色々御意見はあると思いますので、入管庁の立場としては今申し上げたとおりでございます。

○八田座長 今のお話だと、結局、安念委員が御提案になったような、当初が一番長いお尻は2か月に設定するけれども、2週間に近づけた期間を内規なり何なりで、一つの目標期間にすべきではないかと思います。ただし、この目標期間には、標準処理期間という用語は使わないということだと思います。さらに、本間委員が言われるようなメッセージ性を明確にして、一応この目標期間が基準なのだよということで始めて、実際に入管庁が危惧されているような問題が起きなければ、次第にお尻を短縮していく制度にすることが、八代委員の提案や阿曾沼委員の提案も全部ひっくるめた形になるのではないかなと思います。

それで、福岡市に伺いたいのですけれども、こういうことではどうでしょうか。一番最初は、お尻を2か月ということにするが、できるだけ2週間という目安に近付けるような努力を法務省もしていただくという附帯条件を付ける。そして、実際に何か問題があるかどうかというのは1年なり何年りの試行期間を置いて、さらに具体的にお尻自体を短くしていく。こういうことでは福岡市はいかがでしょうか。

○紫垣課長 ありがとうございます。

我々の認識としましては、2週間という期間が示された上で、2か月というお尻が区切られるという御提案であれば、本当にありがたいお話だと思っています。やはり出てくる内容、提出物等々を含めて、繁忙期もあると思いますので、先ほど来1か月とお話ししていますけれども、当然少し伸びたり、逆に短くなったりすることが発生するものだと認識しておりますので、この特例を我々が外に発信をしていくときに、まずは2週間というものがあながらも、どんなに長くても2か月だという、そういった特例を我々が作ることができたと、そういった発信ができれば、もう十分我々の思いというのは達成されるものだと考えています。

以上でございます。

○八田座長 そうすると、ここで法務省も、全部これでいきますともなかなか言えないでしょうけれども、是非こういう方向で御検討いただけませんか。

○近江課長 座長、ありがとうございます。

まず最大の期間が、一番お尻が2か月ということは我々しっかりやっていきたいと思っていますし、一番後ろが最大2か月ですので、もちろん早くできるものはどんどん処理をして、早く入国していただくようにしたいと思っています。

ただ、福岡市の今おっしゃるように2週間というのを前面に出されてしまいますと、そこがやはりある面で非常に魅力的な言葉にもなりますので、やはりそこは我々がまだ2週間で、それをお返しできるということは、今そういう状況になっておりませんので、そこをまず伝えてしまわれますと、やはり利用される方にも誤解が生じると思います。我々は、2か月はお約束しますが、できる限り早くやっていくということで、現場にもしっかり指示をしたいと思っていますので、まずはそこから御理解いただきまして、状況を見て、もっと早くなるのかどうかということを引き続き福岡市とお話をさせていただいてやりたいと思っています。まず2週間を出してしまわれると、我々は実際できるかどうかということもございまして、もう少し運用してみたいという形ではお願いできないでしょうかというのが私たちの考えでございます。

以上です。

○八田座長 阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 法務省のおっしゃることはもっともだとも感じますが、やはり申請者にも、もしくは審査をする現場にも目標というものを共有することが、こういったことを前進させる一番大きなポイントだと思います。現場の方々にも無理を承知で2週間という目標で頑張ってもらいましょうというアピールを国でもしていただくことが、やはり目標達成に近づくことだと思います。目標がないと、実施をしても、結局は何もならないのではないかなと思いますので、重ねてお願いをしたいと思っています。

○八田座長 この場合、とにかく2か月という入管庁の御提案は我々も受け入れて、その上で、そのためには、やはりメッセージ性のある例えば、2週間という期間ということ、

標準処理期間以外の別な名前を付けて、努力目標としてやっていただきたいということだと思います。これについて今後、事務局とも是非具体案を詰めていただきたいと思います。

それでは、他にございませんでしょうか。

事務局は何か付け加えることはありますか。

○事務局 御審議いただきましてありがとうございます。

今、先生にまとめていただきましたとおり、入管庁の2か月というものは、この場で皆様に合意いただいたと認識させていただき、より短い期間という部分について、どのように表現できるのかというのを改めて入管庁、そして、福岡市と相談させていただき、この場においてまた御相談させていただければと思っているところでございます。ありがとうございました。

○八田座長 それでは、皆さんお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。これで終了いたします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、これで本日のワーキンググループは終了したいと思います。